

伊方原発訴訟を支援する会 (連絡先: 〒530 大阪市北区西天満4-9-15第1神明ビル)
藤田法律事務所内 Tel 06-363-2112, 口座大阪48780)

—— 原告住民側準備書面を提出 ——

スリーマイル島原子力発電所の事故は

、 原判決の誤りを「実証」した

5月25日高松高裁で開かれる控訴審第3回公判に際して、原告住民側は上記表題のつけられた準備書面(2)を提出した。それは、スリーマイル島原発事故によって、万人に明らかになった柏木判決と、その基になった被告国側の主張の誤りを、余すところなく指摘し、高松高裁としては、原判決を破棄し、伊方原発の設置許可を取消す以外に道のないことを明らかにしている。

今回の準備書面は、「スリーマイルアイランド原発事故は、行政・企業追従の稀代の悪判決と評せられていた原判決を、それぞれ跡形もなくなるように溶融してしまった」と述べた「はじめに」で始まっている。

第一「工学的ユートピアの瓦解 — 原子炉安全確保技術の破産 —」の項では、「スリーマイル島の事故は人為ミスだった」と、まるで自分たちと関係のない愚行のせいであったかのように喧伝している、推進派に対する痛烈な批判が展開されている。彼らが「人為ミス」と騒ぎ立てているいくつかの出来事について、それらの非難がいかに見当外れのものであるかを示しつつ、「多重防護、フェイ

ル・セーフ、フル・プルーフ等の彼らの描いてみせた工学的ユートピアは脆くも瓦解した」と論断している。

第二「スリーマイルアイランド原子力発電所事故の概要」では、米国原子力規制委員会(NRC)が発表した事故の時間経過に沿って、バルブの故障というごくありふれたことから、遂には手のつけられない事態へと突き進んだ模様がえがかれている。とくに事故経過のうちで問題となる箇所については、推進側の弁明やこじつけのナンセンスさや、伊方原発との関わりなどについて、批判と解説がつけ加えられている。

第三「立証された本件ECCSの無効」では、二次給水系停止によってひき起こされる一次冷却材喪失事故(LOCA)に対しては、現在のECCSは全く役立たないと主張し続けてきた原告住民側の正しさが浮きぼりにされている。そこでは、「二次給水系の完全停止というような事態は起こり得ない」との被告側の主張と、それを信じこんだ柏木判決が、み塵に打ち砕かれたと宣言されている。そして、スリーマイル島の事故は、「二次系がたとえ

停止しても、ECCSが作動し、炉心溶融のはるか以前で炉心の除熱を行うことができる」との被告国側の主張の空々しさを明示し、さらにウェスチングハウス社型の伊方炉では、スリーマイル島での事故条件に際して、ECCSは作動さえしなかっただろうという重大な事実も指摘している。

第四「あり得ないはずの炉心溶融事故の発生」の項では、まず、今回の事故を、炉心の大半の崩壊と崩壊炉心の部分溶融をもたらした事故と断定している。そして、炉心が溶融すれば、未曾有の惨事に突き進むことを知っていた被告国側が、いかなる異常事態の発生においても、炉心が溶融するなどということは「想定不適當」であるとして、考慮の外に追いやってきたことの身勝手さが、現実によって打砕かれたときめつけている。

第五「原判決が無視した水素大量発生の恐怖」は、全く予期されていなかった事態の危険性に論及している。伊方の安全審査では、せいぜい0.1パーセントの燃料被覆管からの水素発生しか見込んでいなかったのに、スリーマイル島では、何と、25パーセント以上にもなっていた事実が指摘されている。そして大量に発生した水素のため、炉心冷却の阻害と格納容器内での爆発は現出し、さらに、原子炉圧力容器内での水素爆発や、圧力容器の水素脆化による破壊などの危険も存していたことをあげ、こうした事態を全く無視してきた被告と柏木判決の不当性を追及している。

第六「スリーマイルアイランド原子力発電所の事故によって明らかとなった本件原子力発電所の安全審査における災害評価の違法性」の項では、「原発無事故説」を信奉してきた被告や柏木判決が、大事故による住民の災害

を不当に過小評価してきたことが告発されている。災害評価のために想定する事故を選定するに当たって、破滅的災害を与えると判断された事故は、「想定不適當事故」として葬り去られてきた。そうして切りすてられた事故の一つが、いみじくも、スリーマイル島事故と同種のものであったことは、被告や柏木判決が認めた事故想定が恣意的であったことの証拠と論断されている。さらに、想定された事故の経過も、きわめて恣意的に身勝手に組み立てられているので、スリーマイル島での事態にくらべて、お話にならないほど穏やかな経過に終始し、結局、事故時の放出放射線量、ひいては、周辺住民の被曝線量も、スリーマイル島より、20倍以上も不当に過小評価されていたことが指摘されている。

第七「本件原子炉安全審査委員の適格性の欠如」では、今回の事故を機に、その資質を暴露した内田秀雄、および村主進の両氏（いずれも伊方の安全審査委員）の言動を示すことによって、被告や柏木判決が「高度の専門家」と認定してきたことのでたらめさが追及されている。

そして、第八「まとめ」で、原告住民側の要求をつぎのように明示している。「原告らは今こそさらに強く、被告に対しては、本件伊方原子力発電所の原子炉設置許可処分を違法を卒直に認め、判決を待つまでもなく、直ちにこれを取消すことを求める。また、当審裁判所に対しては、被告が右の取消をなさないときは、今回のスリーマイルアイランド原子力発電所の事故が原判決の誤りを決定的に実証した事実を正しく理解し、被告の主張の欺瞞性を徹底的に明らかにしたうえで、原判決を破棄し、「本件許可処分を取消す」旨の判

決をすみやかになすことを求めるものである」と。(事務局)

2号炉訴訟 裁判官忌避を高松高裁棄却

伊方2号炉行政訴訟の原告団は、松山地裁の岩谷憲一裁判官を忌避する申立について、高松高裁に抗告(ことしの1月)していたが、さる4月10日、高松高裁の小西高秀裁判長は、抗告棄却のつきの「決定」を、各原告あて送付してきた。

決 定

原告人の表示 別紙のとおり

右原告人から松山地方裁判所昭和53年(行ク)第二号裁判官忌避申立事件について、同裁判所が昭和54年1月19日なした却下決定に対し、即時抗告の申立があったので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件各抗告を棄却する。

抗告費用は原告人らの負担とする。

理 由

本件抗告の趣旨及び理由は別紙のとおりである。

当裁判所の判断は、原決定理由の説示と同一であるから、これを引用する。裁判官岩谷憲一が、原告人ら主張の第三者異議事件の判決において、所論指摘の事実その他記録上認められる諸般の事実を総合して、原告人廣野房一、同大澤喜八郎間の売買契約を虚偽表示であると判断したからといって、本件行政事件の裁判の公正を妨げる事情があるとはいえない。原告人ら提出の疎明及び訴訟記録によっても、原決定にはこれを取消すべき違法の点は認められない。

よって、本件抗告は理由がないからこれを棄却し、抗告費用は原告人らに負担させることとして、主文のとおり決定する。

昭和54年4月10日

高松高等裁判所第四部

裁判長裁判官 小西高秀

裁判官 古市清

裁判官 上野利隆

10年の怨念今ここに

伊方町長 山本長松氏と最後の出会い

去る3月28日米国に発生した原発事故発生は、実に史上最大であると一様に報道されました。

私達は昭和44年以来今日まで、一貫して原発の安全は確保されないとして、四国電力が伊方原発を建設する事に対し抗議すること10年間、反対運動をして来ました。今、米国の大事故を見て、原発は安全でなかったと万人が認める結果になりました。当然伊方原発も又同じであります。

それでも国、県、町、並びに四国電力は相変わらず強気。我々は過去10年間、この大事件発生は必ず来ると確信、裁判闘争にまで入り込みました。誰も裁判等好みません。

伊方町の権力者、責任者は何を考え原発推進をして来たか。我々は今回の米国の大事件で、どうしても黙すること出来ず、任期を10日後に控えた4月19日に、伊方町長山本長松氏に面談を要求した。面談時間は同日の午後1時より1時間、そして住民側は4名か5名と云う事であった。然し我住民側は、伊方住民を始め、三崎町、保内町、そして八幡浜市、総員60名を越す代表参加となる。伊方町役場3階会議室に集合したのは午後1時30

分頃であった。ようやく山本町長が顔を見せ、1時間の制限時間を総務課長が宣言して話を始めた。

矢野事務局長より町長に先ず質問。それは去る4月12日の朝日新聞掲載「伊方原発の地元へ聞く」の中で、伊方町長が伊方原発誘致に悔いはないと発言したことに対する答弁を求めた。町長は、答弁は遺憾であるが伊方町に原発誘致した事に悔いはないと言ったのである。一同はこの答弁に全く驚きを感じた。

其他各代表より、今日迄の実体を追及するもの確かな答弁を聞く事が出来なかった。1時間の制限時間は超え延々4時間。口頭で陳謝した町長に「わび状」を要求したのであるが応ずる寸前になって駄目になる。午後5時は過ぎ、長時間に亘る話合いも駄目。又閉会宣言もないまま、町長を計画的に会場外へと町職員は脱出させたのである。其瞬間騒然となったのは当然。止むなく結論も出ず解散。山本町長とは最後の別れになりました。

米国の原発大事故を見聞しても尚日本の原発は大丈夫と云われる真意はどこに。原発推進をなお力と金で押切ろうとするのか。

スリーマイル島原発大事故後の町民は如何。今日まで賛成であった人達も、今では大半の人が反対意見を述べておるのは事実。全く当然の結果であり、何人か考えても真実は一つであると思います。

原子力平和利用の自主・民主・公開の三原則を守らなく進めて来た伊方町や、原発は安全だと宣伝して来た電力会社はどれだけの責任をとられるか。

「技術的ミス」又「人為的ミス」、何れにせよ大事故が起きるべくして起きた。伊方原子力発電所を直ちに撤去されよと、我々は10

年以前から警告していた。故に今回町民を守る最高責任者である伊方町長に抗議したのであります。

彼等は今後も何を考えているか実に恐ろしい。我々は油断なく努力と勇気で根強く頑張ろうと思います。

(伊方原発反対八西連絡協議会 廣野房一)

「伊方原発、お前もか」

美浜3号炉で最初に発見された「支持ピン」と「たわみピン」(いずれも制御棒の上下動の確実さを保障する役目を持った止めボルト)の破損が、伊方原発でも、それぞれ4本および11本に発見されたと、通産省が5月11日に発表。これで、未点検の大飯原発以外のPWRは、すべてやられていたことになる。破損の原因、対策依然として不明で、長期の運休不可避となろう。(Q)

会計報告 (79,4/21~5/20)

収入

会費	22,000
ニュース購読料	13,500
カンパ	5,600
資料売上金	14,500
コピー代金	35,000
計	90,600

支出

ニュース印刷代	28,000
郵送料	10,540
為替手数料	525
資料費	6,000
事務用品費	1,800
コピー料金	44,000
計	90,865

差引

借入金合計	306,239
-------	---------